

## 第 78 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 4 年 10 月 12 日（水） 13：34～14：50

場所 オンライン会議

### 1. 開会

○能村課長

ただ今から第 78 回調達価格等算定委員会を開催いたします。皆さまにおかれましては、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

オンラインの開催でございますので、事務的に留意点を 2 点申し上げます。

1 点目、委員の皆様方におかれましては、委員会中ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目です。通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局のメールアドレス、電話番号にご連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

### 2. 議事

国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

○能村課長

それでは、高村委員長に事後の議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○高村委員長

ありがとうございます。大変お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

お手元の議事次第に従って本日の議事を進めてまいります。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いできますでしょうか。

○能村課長

はい、事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。

本日の配布資料ですけれども、配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料 1 といたしまして「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案」をご用意させていただいております。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。まず、本日、この会の、調達価格等算定委員会の議事の冒頭に、

本日 13 時より開催いたしました第 77 回調達価格等算定委員会についてご説明をしたいと思います。この説明の位置付けについて、事務局から一言ご説明をお願いいたします。

○能村課長

はい、事務局でございます。本日 13 時から非公開の形でございましたが、第 77 回調達価格等算定委員会が開催されました。バイオマス第 5 回の入札の上限価格につきまして、意見の取りまとめをいただいたところでございます。今後、入札募集を開始する 10 月 17 日までに、この意見を尊重して経済産業大臣が上限価格を決定することになります。

非公開の委員会につきましては、調達価格等算定委員会運営規定第 3 条および調達価格等算定委員会の公開について、7. の規定に基づきまして議事要旨を事後的に公開するとともに、委員長および委員長代理が次回の公開の委員会の冒頭にご説明いただくとさせていただきますので、この規定に基づきまして今回の委員会の冒頭でご説明をさせていただく次第でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、まず私からご説明を申し上げます。

第 77 回、先ほど行いました委員会では、バイオマス第 5 回の入札の上限価格を決定し、委員会として意見を取りまとめました。

委員会を非公開として行った趣旨に基づきまして、議論を行ったことのみ、ただ今ご説明を差し上げましたけれども、決定に至った考え方を含めまして、その内容については、今回の入札結果の公表、11 月 4 日を予定しておりますけれども、この公表の後にご説明を申し上げます。

ただし、配布資料および議事要旨につきましては、委員会の運営規定に基づいて事務局から本日中に公表をいたします。

私からの説明は以上でございますけれども、秋元委員長代理から補足がございましたらお願いしたいと思います。秋元委員、いかがでしょうか。

○秋元委員

はい、秋元です。今、高村委員長がご説明いただいたとおりでございますので、私からは追加でコメントはございません。よろしくをお願いいたします。

○高村委員長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ってまいります。今回の委員会では、今年度の調達価格等算定委員会の論点についてご審議をいただきたいと考えております。

まず、資料 1 につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○能村課長

はい、事務局でございます。資料 1 をご覧いただければと思います。

1 ページめくっていただきまして、項目が並んでございます。

1 つ目のポツ、国内外の再生可能エネルギーの現状といたしまして、データ編と政策編と

いうこと。また、2ポツといたしまして、今年度の論点案というものを掲げてさせていただいてございます。

ページをおめくりいただきまして3ページ目、ご覧いただければと思います。世界の再エネの導入動向でございます。一番右端の棒グラフを見ていただきますと、2020年が最新のデータになってございますが、引き続き279GW、前年増という形になってございまして、導入ペースは年々増加しているということでございます。再エネをめぐる状況につきましては、ウクライナ情勢なども踏まえまして、さらに再エネを加速していくという大きな流れだと考えてございますので、この方向性は堅調に推移するものと考えておるところでございます。

4ページ目、ご覧いただきますと、再生可能エネルギーの発電比率の国際比率ということで、日本はこの10年間、太陽光を中心にとということでございますが、各国それぞれの地理的状況などに応じまして、多様な形で再エネを導入しているということが見て取れるのかなと思っております。

次のスライド、5ページ目でございます。日本の再エネの目標でございます。太陽光を中心に2030年に向けて目標を設定しているということでございます。

特に、太陽光につきましては、足元60GWまで入ってきてございますが、その目標を104から114GWにしていくということ、また、風力などにつきましても、ここに掲げていますような目標に向けた取り組みを行っていく必要があるということでございます。

次のスライド6ページ目です。再生可能エネルギーの導入状況です。2012年からFIT制度が導入されまして、日本におきましては、この10年間弱で3.9倍という形になってございます。ヨーロッパ諸国と比較しても遜色ない形で、この10年間は増加スピードも世界トップクラスというふうに考えられるんじゃないかなと思っております。

他方で、次のスライド7ページ目でございますが、面積当たりの各国の太陽光の設備容量を見ますと、左側国土面積当たり、右側が平地面積当たりでございますが、日本の国土の中におきまして平地面積のところには相当入ってきているということで、ドイツと比較しても2倍弱程度の平地面積当たりの太陽光の設備容量があるという状況でございます。

8ページ目でございますけれども、エネルギーミックスに向けた道のりは道半ばということで、太陽光、目標も倍増したということもございまして、ミックスに対する進捗率60%、また、風力については、2030年に向けて洋上風力含めて立ち上がっていくということもございまして、足元は20%という状況でございます。

その他、地熱、中小水力、バイオマスにつきましても、しっかりと取り組みを進めていく必要があるということでございます。

9ページ目がFIT・FIPの認定量の足元の状況というものでございます。一番右から2番目の欄のところに2021年度の導入量が記載してございます。2020年度と比較しまして、全体の導入量がやや減少しているというところがございます。その主な原因といたしましては、上から2行目の太陽光(非住宅)のところが増加しているというところござい

す。

一番上の行の太陽光（住宅）につきましては、堅調に推移しているといったことが見て取れるのかなと思っております。

それ以外の3電源につきましては、堅調に推移をしているというふうに見ているというところでございます。

10 ページ目でございますけれども、FIT・FIP制度に伴う国民負担というところで、これはトレンドが大きく変わるわけではございませんが、左側の表にありますとおり、2012年度～14年度の超過利潤のところにつきまして、全体の6割ぐらいの買い取り総額を占めているという状況でございます。2021年度の実績では、産業用・業務用の17%、家庭用の12%を占めているという状況でございます。

続きまして、コストの状況でございます。11 ページ目、ご覧いただきますと、太陽光、日本と世界を比較いたしまして、足元では日本の太陽光のコスト、6.8円という形で、やや収れんしてきてございますけれども、2022年の第1四半期という形でございますので、足元の為替の状況などというのは、今後よく注視していく必要があるという状況でございます。

同じく右側につきまして、陸上風力につきましては、足元、日本の陸上風力についてのコストは、足元少し上昇しているぞという状況でございます。

次のスライド12 ページ目でございます。太陽光パネルの国際市況というところで、単結晶シリコンモジュール、多結晶シリコンモジュール、いずれも0.26ドル/Wという形になってございまして、こういう状況の中で、足元はやや上昇基調から横ばいというところの状況でございます。もちろん2014年、2015年の水準ではございますけれども、昨年と比較するとやや上昇した形で横ばいになっているということでございます。

13 ページ目が少し先を見据えた見通しでございます。国際価格でございますけれども、国際調査でございますけれども、CAPEX全体で見ますと、左側が大規模事業用の太陽光でございますけれども、大きな方向性としては低下していくということでございますけれども、2021年、2022年のところを見ていただきますと、右も左も、やや横ばいのトレンドということで、長期的には低下していくぞという状況でございます。CAPEX全体でこのような推移という状況でございます。

14 ページ目でございます。太陽光のFIT・FIP認定量、導入量、買い取り価格の状況でございます。太陽光につきましては、ミックス目標というところに向けては、FIT前・FIT認定量を足し上げて82.7GWということでございますので、しっかりと新規の導入を引き続き増やしていく、積み上げていく必要があるという状況でございます。

右側に買い取り価格の推移を見てございますけれども、2022年度の第2四半期というところにおきましては、9.81円というところで、入札制度については相当競争的な価格になってきているということで、国際的な6.3円というところとの価格差はだいぶ収れんしてきつつあるという状況でございます。

続きまして、風力の関係でございます。風力につきましても、陸上、洋上含めて 23.6GW という形が目標でございますが、いずれにいたしましても、FIT前・FIT認定量含めて 15GW というのが足元の状況でございますので、引き続き新規導入も含めて、新規認定も含めて導入量を底上げてしていく必要があるということ、また、右側の買い取り価格を見ていただきますと、日本の陸上風車を中心に買い取り価格も低減してきているという状況でございますけれども、依然として価格差はまだグローバルではあるという状況でございます。

続きまして、地熱の関係でございます。地熱につきましても、左下を見ていただきますと、新規の導入量プラス新規認定量をしっかりと積み上げていく必要があるという状況でございます。価格差につきましては、ややグローバルに見ても横ばいのところはございますけれども、もうこうした推移という状況になっているという状況でございます。

17 ページ目、中小水力につきましては、FIT前・FIT認定量というところは、10GW 程度あるということではございますけれども、小水力ということが足元の状況でございますので、このような案件をしっかりとどこまで積み上げていけるかということが課題になってきていると考えてございます。

右側にコストの、買い取り価格の推移を書いてございますけれども、やや日本のところは高止まりになってしまっているという状況も見取れる。ただ、グローバルに見ても、価格といったものがやや横ばい感があるというのが足元の状況なのかなと思っているところでございます。

18 ページ目、バイオマス関係でございます。バイオマスにつきましては、左下の図を見ていただきますと、FIT前・FIT認定量を含めて 10.6GW というところで、ミックスの目標値を超えているところではありますけれども、導入をしっかりと効率的に入れていくということがポイントになってくるのかなと思っております。

買い取り価格につきましては、日本はやや、そういう意味で言うと、高止まりしているというところではございますけれども、グローバルに見ても、やや価格については横ばいといった傾向が見取れるという状況でございます。

続きまして、再エネ政策の全体像といたしまして、政策動向でございます。

次のスライドは 20 ページ目をご覧ください。これはエネ基策定の時にご紹介をさせていただきましたけれども、主力電源化を徹底し、再エネ最優先の原則で取り組んでいく。その際、やはり国民負担の抑制ということと、地域との共生を図りながら、最大限の導入を促していくということでございます。

ポイントとしましては、次のスライド 21 ページ目で併せてご紹介をさせていただきたいと思いますが、電源の観点からは、適地への最大限の導入ということで、住宅などの屋根設置、工業施設、空港、鉄道、工場、倉庫などへの太陽光の拡大ということ、太陽光拡大改正温対法に基づきまして、促進区域等での再エネの導入・拡大、また、再エネ利用法の入札見直しに伴います洋上風力の早期導入といったところなどが挙げられると思っております。

また、既存の再エネの有効活用というところで、既設の再エネの蓄電池設置の促進ですとか、長期電源化を目指したりパワリングのような増出力、長期運転促進といった取り組み、また、3つ目の塊といたしまして、再エネの市場電源化というところで、4月から今年度開始いたしましたF I P制度の活用、また、需要側と発電側一体となった再エネの導入というところの、いわゆるP P A的な取り組みの拡大という観点、また、系統の観点では、マスタープランの今年度の策定、ノンファーム型の接続などといった観点もございます。

また、今後のサプライチェーンを見据えますと、産業化ですとか、人材育成というところも課題になってきているというところもございます。

他方で、事業規律の強化が前提ということございまして、22 ページ目、ご覧いただきますと、再エネを地域と共生した形でしっかりと大量導入していくんだという観点からは、事業規律をしっかりと行っていく必要があるということでございます。安全面、防災面、景観面含めまして、将来の廃棄も含めましてですが、地域の懸念が顕在化しているという中で、関係省庁と連携いたしまして、共同の形で検討会を実施いたしてございます。その中で、各事業実施段階に応じまして課題を抽出いたしまして、具体的なアクションを取りまとめたところがございます。

こうした赤字で記載しているような具体的な、制度的な検討事項というものを、これからさらに法改正を含めた検討をしっかりとしていくということが1つの方向性として打ち出されているところがございます。

その他、23 ページ目は屋根置きを導入拡大というところで、昨年度、本調達等算定委員会でも左側の真ん中のところがございますけれども、既築への屋根設置の場合はF I T・F I Pの入札を免除するぞといった取り扱い、また、集合住宅の屋根設置 10~20k Wにつきましては、自家消費を行う構造が確認できれば 30%以上の自家消費を実施していると思なすというような形の導入促進といったことなどもご議論いただきまして、具体的に特例として位置付けているということで、こうした中でめりはりの付いた形での導入促進ということも促していただいているところがございます。

24 ページ目は、建築物省エネ法というところで、先の国会で成立いたしました法律というところで、説明義務を、制度などを通じた再エネ設備の導入促進を促していくところがございます。

25 ページ目は、オンサイト型のP P Aの補助金ということで、環境省さんの取り組みのご紹介でございます。

また、26 ページ目でございますけれども、先ほど申しました温対法に基づく再エネ促進区域というところで、左側が箕輪町のところの取り組み第1号案件でございます。小田原につきましても、既に策定、公表されたということで、この10月には実際に策定されたという情報でございますので、少しこの時点が古くて大変恐縮でございますが、小田原についても既に第2号案件になっているというところがございます。

引き続き、20 市町村などで検討されているという状況でございます。

27 ページ目、空港の再エネ拠点化というところで、これも先の国会で改正航空法というところをごさいますて、国有財産法の特例などということで、再エネの活用というところが期待されているというものでございます。

28 ページ目でございますが、洋上風力につきましては、先の9月30日に長崎県西海、新潟県の村上・胎内、また、秋田県の男鹿・秋田沖など、3つの区域を促進区域に新たに指定したところでございます。公募を延期しております秋田県八峰・能代沖と合わせまして計4区域、約180万kWの系統容量でございますが、この4区域におきまして年内めどに公募を開始予定という状況でございます。このような形で着実に洋上風力の導入に向けた取り組みを進めているところでございます。

さらに案件のパイプラインをつくっていくという観点から、29 ページ目、ご覧いただきますと、日本版セントラル方式ということで、これもJOGMEC法を改正いたしまして、JOGMECにおきまして洋上風力に関する風況、地質調査を着実にやっていくんだという観点から、今、足元ではモデル事業という形で実際に必要な調査の項目を実証しているという段階でございますが、いよいよ来年度からJOGMECにおいて具体的な調査を開始するというところ、また、それを踏まえて2025年度からは公募に参加する事業者の本調査結果を提供して入札に図っていくような、そのような形でセントラル方式に基づくパイプライン案件形成ということをしかりと進めていきたいと考えているところでございます。

30 ページ目でございます。適地への最大限の導入という観点からは、大量小委におきましても、やはり、めりはりを付けたさらなる導入促進策を検討すべきといったご指摘をいただいているところでございます。

31 ページ目でございます。既存再エネの有効活用という観点からは、対前年比でこれまで1割以上設備利用率が低下したことがある案件ということ、全体の13.3%に上るといった観点でございます。こうした観点からは、しっかりと設備不良や管理不全のものを適切に対応していくという観点で、それによってkWhの増加につながるのではないかとといったことをお示したものでございます。

32 ページは、概念的にお示ししてございますけれども、パネルの貼り替えですとか、増設というところにつきまして、既に適地として存在しているところでございますので、こういったところでさらにkWhをしかりと上昇できるような取り組みと、もちろん国民負担の増大を抑止するということを前提に、このような投資をしていくということも検討が必要ではないかといったことを大量小委でもご議論いただいたところでございます。

33 ページ目でございますけれども、こうした検討の方向性といたしまして、認定出力のうち当初設備分と増出力分というところで、価格について検討を加えるというところで、もともとの当初設備相当分につきましては価格を維持するというところ、増出力相当分につきましては十分に低い足元の価格を踏まえながら適用するというところ、そのような形で加重平均する中で、価格といったものを観念していくことが有効ではないかといったことでございます。これは大量小委の委員からも、足元のルールですと、どうしても出力増加がデ

イスインセンティブなので、先ほど申し上げましたような加重平均の考え方は合理的ではないかといったご指摘もいただいているところでございます。

また、委員からは、既設の再エネにパネルの貼り替えなどを行っていくということです。支援期間については、既設の再エネ設備の支援期間を現状どおりすると、その中でやっていくんだということが国民負担の観点からも合理的ではないかといった観点、また、貼り替えに伴いましてパネルの廃棄も発生いたしますので、増設分の廃棄費用などの確保などについて、どのような検討をしていくのかといったこともご指摘をいただいているところでございます。

こうしたことについては、制度的な検討も重ねてやっていく必要があるということで、これは必要に応じて法的な制度的な対応ということも含めながら検討していくところでございます。

続きまして、34 ページ目でございます。FITからFIPへの移行という中で、蓄電池の事後設置ルールというものについての見直しということも大量小委でご議論いただいたところでございます。

当然に、過積載部分が蓄電池によって引っ張り出されますと、国民負担が増加するといったご懸念があるわけで、現行のルールがあるわけでございます。今後につきまして、大量小委でご議論をいただいたところでは、発電設備の出力とコアの実際に蓄電池によって引っ張り出されるところと、そこを先ほどと同じように按分して考えてはどうかというところでございます。具体的には、下にも少しお示しをさせていただきますけれども、実際に太陽電池の出力について、パワコンの出力のところの中では、蓄電池の従前の価格を維持し、その容量を上回っているところにつきましては、いわゆる基準価格、最新価格を十分に低い価格を取るといった形で、この2つを加重平均する形で価格を変更する、当てはめるといった方向で検討してはどうかといった整理をさせていただきますので、大量小委でもこうしたご議論をいただいたことを踏まえた議論ということを進めていく必要があるというところでございます。

また、併せまして、35 ページ目でございますが、既存再エネの有効活用の観点からは、低圧太陽光 10～50 kW 区分の中におきますFIT対象化といったところもご議論をされているところでございます。もともと当初は、50 kW 以上のところをFIPの対象化という議論があったわけでございます。これは電源側に混乱を生じないようにという観点から行ったわけでございますけれども、一定の場合、すなわち一定の規模とか、そういった観点から、一定の条件を求めた上で、低圧 10～50 kW につきましても新規認定、既認定ともにFIT制度に加えましてFIP制度を選択可能とするような方向で議論してはどうかといった大量小委でご議論をいただいたところでございます。真ん中に書いてございますが、低圧につきまして、小売電気事業者、アグリゲーターなどと連携した取り組みを促す観点から、一定の条件を求めた上でFIP制度を選択可能とする方向で検討してはどうかといったものでございます。



このような観点も今回算定の方でもご議論賜ればというところでございます。

36 ページ目はさまざまな支援ツールの中で、この秋にも立ち上がっていきます、環境省さんの方でいろいろと取り組んでいただいております株式会社脱炭素化支援機構との連携というところも、こうした新規電源などの他に既設の小規模案件の集約化、長期電源化などについても、こうした機構からの資金供給支援ともよく連携していくことが有効ではないかと考えているところでございます。

37 ページ目以降でございますけれども、F I P制度、この4月から開始したぞといったご紹介でございます。

38 ページ目でございますけれども、F I T・F I Pの支援以外にも需要家と一体となった再エネの導入拡大という観点から、需要家主導による再エネの導入につきましては、3つ目の四角に書いてございますが、補正予算、当初予算で約 250 億円合計でございますけれども、予算を計上しながら、約 40 件 210MW弱程度の事業を採択しているというものでございます。

次のスライド 39 ページ目でございます。系統の関係でございますけれども、地域間連系線などの増強という観点から、今年度中にマスタープランを検討して策定をするという形になってございます。

40 ページ目でございますけれども、この直流送電などをはじめといたしまして、地域間連系線については、しっかり取り組みを進めていくという観点からは、例えば、北海道と本州という観点からは、直流送電というところにつきまして、国からの要請という形で7月にさせていただいております。これを踏まえながら、早期に具体的な事業実施主体による取り組みを進めていくということでございます。

41 ページ目、ノンファーム型の接続という観点から、ローカル系統への適用拡大という形で、さらにノンファームの対象を広げていくという取り組みをしているところでございます。

また、42 ページ目、産業・人材育成という観点からは、次世代型太陽光電池ペロブスカイトなどが念頭でございますけれども、グリーンイノベーション基金などでも取り組みを加速しているところでございます。下のところに積水化学さんの取り組みをご紹介させていただいておりますが、2025年には公共部分、広場部分で実際に太陽光電池ペロブスカイトを設置するというところでございます。また、これは、世界各国で競争が激化しているという観点で、相当、市場化というところもスピード感を増しているということにつきまして、補足をさせていただければと思っております。

43 ページ目でございますが、浮体式洋上風力でございます。足元は着床式中心に入札などについて行っているところでございますが、今後、日本近海、アジア近海におきまして、浮体式洋上風力といったことが非常に期待をされているというものでございます。その関係でグリーンイノベーション基金におきましても、研究開発、そして来年度をめどに大規模実証といったことも取り組みを進めていくという状況でございます。

44 ページ目は、こうしたサプライチェーンですとか、産業を支えていく上でも人材育成が重要ということで、特に、地域的な拠点を見据えながら人材育成ということについても、例えば洋上風力においては進めているという観点で、今後、予算的な支援も講じながら、こうした人材育成の拠点をつくっていくということをやっています。

45 ページ目でございますが、こうした再エネ政策全体につきましては、グリーンイノベーション実行会議、いわゆるGX実行会議におきましてもご議論いただいているところでございまして、再エネ大量導入におきました系統の整備、調整力確保というところ、また、それを踏まえながら国産再エネの最大限導入という観点で、事業規律の強化を含めた制度的措置の強化でございます。また、併せて、国民負担軽減も見据えた入札制度の活用、新制度FIPの導入という観点、また、地域と共生した再エネの導入拡大というところと、既設の電源の最大活用ということなどを全体的に政府のGX会議の方でもお示しをいただいているという状況でございます。

続いて、今年度の論点案につきましてご紹介をさせていただきます。

資料47 ページ目、ご覧いただきますと、足元のエネルギー情勢やグリーントランスフォーメーションの加速に向けた検討ということでございます。

1つ目の矢羽は申すまでもございせんけれども、2050年のカーボンニュートラル、2030年度に向けた野心的な導入目標と、その実現に向けましてS+3Eを大前提に再エネの主力電源化、最優先の原則で取り組むんだということ、その際、国民負担の抑制と、地域との共生を図りながら最大限の導入だということは、これはエネ基でも示されている基本方針でございます。

片方で、足元、冒頭、井上部長からもございましたけれども、ロシアによるウクライナ侵略をきっかけに、世界のエネルギー情勢が一変する中でのエネルギーの安定供給の確保ということの大前提に、グリーントランスフォーメーションを加速させていくことが必要であるということ、また、再エネの最大限の活用を進めていくことが重要だということでございます。今年度の委員会では、こうした点も踏まえながら、また、関係する審議会におきましてさまざまな検討も行ってございますので、こうしたものを参考にしながら、調達価格、基準価格、入札制度について検討をいただけるのがよいんじゃないかといったことでございます。

続きまして、資料の方は少し飛ばさせていただきます。51 ページ目ご覧いただければと思います。

電源ごとの論点といたしまして、1つ目、太陽光の関係でございます。事業用、住宅用太陽光につきましては、2024年度の調達価格、基準価格について、また入札の上限価格について、また価格目標に係る検証などが論点として挙がってくるかと考えてございます。

価格目標、※で書いてございますが、事業用太陽光、2025年度に発電コスト7円/kWhということでございます。こうした目標年が近付く中での価格目標の達成に関わる進捗ですとか、太陽光発電の自立化に向けた道筋をどう考えていくのかという観点、また地域と

共生した再エネの導入拡大に向けまして、やはり設置形態、屋根設置なのか地上設置なのかに応じましためりはりを付けたさらなる導入促進策をどうやって考えていくのかということ、こうした中で効率的な事業実施を促すということが重要でございますので、こういう中での2024年度の調達価格、基準価格や入札上限価格をどう設定していくのかというところが1つ目の塊でございます。

2つ目の黒丸ですけれども、事業用太陽光発電の2023年度の入札制でございます。今年度の入札実績なども見ていく必要がございます。具体的には、先ほどもご紹介いたしました、既築建物への屋根設置案件の入札免除の活用状況なども参考にしながら、競争性をしっかり確保していくことを前提に、さらなる導入拡大ですとか、継続的なコスト低減ということの両立を図るために、2023年度の入札の対象や募集容量についてどう設定していくのかということ。

3つ目の塊ですけれども、事業用太陽光発電の2023年度以降のFIT・FIPの対象というところでございます。50kW以上の太陽光につきましては、徐々に拡大をしていくということで昨年もご議論いただいたところでございます。2024年度までには、基本原則として250kWまで拡大していくんだという方向性をご議論いただいたところでございますが、今後のFIT・FIPの対象をどのように設定していくのかという観点、また、2つ目の矢羽にございますけれども、長期電源化や市場統合を促していく観点や、FIP制度の対象拡大による混乱を防ぐ観点なども踏まえつつではございますけれども、これまでFIP制度の適用が認められていない低圧10～50kWへのFIP制度の選択適用についてどう考えていくのかということ。

また、4つ目の黒丸ですけれども、低圧のところについての地域活用要件ということで、地域活用要件に係る実績といたしまして、これもご紹介いたしました、集合住宅の屋根設置に関する見なし自家消費の活用状況ということですか、また、昨年度も本委員会でもご議論いただいておりますが、営農型太陽光発電の農地転用許可の取得状況などを含めまして、こうした実績などを踏まえながら、地域との共生を図っていく最大限の再エネ導入を促す観点ですとか、地域活用電源の趣旨といったことを踏まえて、どのように地域活用要件について設定をしていくのか、また、見直しが必要なのかといったご議論がございます。

5つ目の黒丸です。FIP移行案件の事後的な蓄電池併設時の価格変更ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、蓄電池の活用を促す観点ですとか、もちろんもう1つ重要な柱としての国民の負担の増大を抑制するという観点、これを踏まえながらFIP移行案件が事後的に蓄電池を併設する場合における基準価格の変更ルール見直しについてどう考えていくのかといったところでございます。

52ページ目は、これまでの入札結果のこれまでの振り返りでございます。第8回～第11回が昨年度でございまして、おおむね各回200MW程度の落札容量、また、平均価格も10円から、2021年度第4四半期におきましては、一番右側の一番下でございまして、10円を切るような平均落札価格になったというのが昨年までの状況。

続きまして、53 ページ目です。今年度の入札結果でございますが、左側が第 12 回の太陽光の導入結果でございます。F I P の欄を見ていただきますと、募集容量 175MW に対しまして、F I P の落札の結果でございますけれども、落札の容量 129MW ということ、価格につきましては、平均落札価格 9.87 円ということですので、着実に下がってきているという状況ではございます。

他方で、右側の第 13 回でございますが、F I P 175MW に対しまして、下の落札結果ですけれども、10 件で 14MW になってしまっているという状況もでございます。

こうしたことを含めまして、入札結果については引き続き分析をしっかりと行いながら、今後についての検討をしっかりと行ってまいりたいと考えておるところでございます。

54 ページ目でございますが、こうした先ほど申し上げました落札の結果はさまざまな F I T ・ F I P 以外の電源というところも選択肢として出てきているんじゃないかということでございますし、オフサイトであれば、先ほどご紹介申し上げたような 200MW 相当の太陽光の発電といったものがオンサイトにおけます需要家主導型での再エネの導入拡大という観点で太陽光、広がりがあるということでございますし、次のスライドは環境省さんのオンサイト型の P P A ということで、足元のウクライナ情勢なども踏まえまして、非常に電気についても変動していくという中で、オンサイトでの太陽光導入という観念のニーズも高まっているという観念で、こうしたものも補助金と F I T ・ F I P、併用はできませんので、こういう観念からはこうしたところのニーズも高まっているということも片方でございますが、こうした中で全体としてどのように分析をしていくのかということも問われているということでございます。

56 ページ目でございますけれども、事業用太陽光の年度別、規模別の認定・導入容量でございます。一番上の認定量のところを見ていただきますと、2019 年度、一番左側の 10～50 k W、2019 年度から地域活用要件が入りました 2020 年度のところが一番減少幅が大きいわけでございますが、こうした中で適正化を図りながら地域に受け入れられる形での F I T の適正化を行っているという状況でございます。こうした状況もあるという状況でございます。

続いて、電源としては風力の関係で 57 ページ目でございます。風力発電につきましては、2023 年度以降の入札制につきまして、募集容量、入札実施回数、上限価格についてのご議論ということでございます。今年度の入札結果につきましては、先ほどこの会の前回の第 77 回もご議論いただいたところなんですけれども、同じような、今年度秋に入札結果が出てまいりますので、その結果を踏まえながら陸上風力の自立化に向けた道筋なども考えつつ、導入ペースの加速化を促しながら効率的な事業実施をしっかりと実現していくんだということでございます。

こうした中で 2023 年度、来年度の入札の募集容量ですとか、入札実施回数、また、2025 年度の入札の上限価格などにつきまして、どのように設定をしていくのかということなども課題として挙がってきているという状況でございます。

また、小規模陸上風力発電につきましては、FITのセグメントといたしまして50kW未満が残っているという観点でございます。制度的な措置としては、地域活用要件をどのように設定するのかといった論点があるというところでございます。

また、3つ目の黒丸でございますが、着床式の洋上風力で再エネ海域利用法の適用外のところの着床式についての2023年度以降の取り扱いでございます。着床式洋上風力の再エネ海域利用法適用外におきましては、2023年度の入札の上限価格や、その事前公表なのか、非公表なのか、募集容量などにつきまして設定をしていく必要がございます。

また、浮体式洋上風力、これも再エネ海域利用法適用外につきましても、2024年度の基準価格、調達価格についての設定について議論をいただく必要があるという状況でございます。

続きまして、59ページ目、ご覧いただければと思います。地熱、中小水力につきまして、2024年度以降の取り扱いというところでございます。2024年度、2025年度の価格などにつきまして、どのように設定していくのか。また、昨年度もご議論いただいて、ご宿題となつてございますが、特に中小水力、1,000～30,000未満につきましては、コスト実績が調達価格の水準を下回っている中で、オーバーホールなどによる運転維持費や設備利用率への影響実態などにつきまして、どのように設定していくのかといったこととございますので、この実態把握についてのご議論についてもまたお願いできればなと思っております。

また、2025年度のFIT・FIPの対象などについても、どのように設定していくのかといったことも論点としてございます。

バイオマス発電につきましては、2024年度以降の取り扱いということで、同じく基準価格、調達価格の設定、また、FIT・FIPの対象というところの整理といったところも論点としてございます。

また、バイオマス発電の2023年度の取り扱いでございますけれども、2022年度も入札対象とされております一般木材10,000kW以上およびバイオマス液体燃料（全規模）につきまして、募集容量や上限価格、その事前公表、非公表につきまして設定をしていくということ。また、バイオマス持続可能性ワーキンググループでもご議論いただいてございますけれども、ライフサイクルGHGの確認手段等の残された論点に関するこのワーキンググループでの結論も得た上で、新規燃料の取り扱いについての検討が残っております。

最後になりますけれども、その他の論点といたしまして、インボイス制度の導入に伴いまして、調達価格における消費税の取り扱いというところで、なかんずく新規認定につきましては、課税事業者の場合には、インボイス発行事業者といたしまして登録を行うことを、認定を検討する方向性の中で、インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者におきまして、調達価格におきます消費税の取り扱いについてどのように設定していくのかといった論点もございます。

以上、全体といたしまして事務局からの説明でございます。ありがとうございます。

○高村委員長

ありがとうございました。それでは、ここから今年度の委員会でどのような論点を中心に議論を進めていくかを特に中心に議論をしていただきたいと思います。具体的には、先ほどご紹介をいただきました資料1ですけれども、今年度の調達価格等算定委員会の論点案の中で、総論についての論点、今出していただいていますけれども、47 ページ目、それから太陽光発電について 51 枚目、風力発電については 57 枚目でしょうかね。それから、その他、地熱、中小水力、バイオマス発電他の論点については 59 枚目に論点を整理をしていただいております。

今年度の委員会で大筋どのような論点を中心に議論を進めていくかということですので、やはり非常に、この時点でそれぞれの論点について結論をご意見いただく必要はないわけですけれども、重要な論点や、あるいは議論をすべき論点として漏れている、落ちているという可能性があるものがあれば、適宜、発言をいただきたいと思います。

もう通常でございますけれども、ご意見、ご質問ございましたから Teams の手挙げ機能をお使いいただくか、あるいはコメント欄、チャット欄に発言をご希望の旨、お知らせいただければと思います。

それでは、委員の皆さまからご意見を頂こうと思っておりますけれども、もし差し支えがなければ、いつも申し訳ありませんが、秋元委員から、もしよろしければご発言をいただくのはいかがでしょうか。

○秋元委員長代理

はい、委員長ありがとうございます。秋元です。発言させていただきます。

第1回目ということで、いろいろな課題について、また状況についてご説明いただいたというふうに思います。

全体として、別途、再エネ大量導入小委等でも議論をしてきている内容だというふうに理解していますので、まとめられたものに対して特に何かあるわけではございませんが、第1回目ですので、ちょっと私の感想も含めて申し上げておきたいと思っております。

やはり、FITという制度の中で賦課金が相当増大してきているということに関しては、やはりしっかり認識を改めて持つておく必要があるかなというふうには思っています。ただ、当初3年間で負担が非常に大きくなって、その後は比較的適正な改定等をしてきたという中で、最近の賦課金の上昇率はだいぶ落ち着いているかなという認識を持っていますので、そういった中で引き続き再エネを最大限拡大していくということが根本的に重要なことだというふうに思っています。

FIPへの移行というところは、このところ大変重要になってきておりますので、引き続き私もFITからFIPへの移行ということを進めていくというのが大原則かなというふうに思っています。

また、資料にも書かれていますように、再エネは一部で導入における規律の問題がありますので、そこに対する対応も取ってきているところではございますが、資料にもありますよ

うに、めりはりを付けたような形の中で、どうやって拡大をしていくのかということは、やはり基本的に大変重要なことだと思っています。

また、以前と違って、やっぱり再エネの初期段階では、FITという制度にかなり依拠した中で再エネの拡大を図ってきたわけですが、最近ではさまざまな制度、措置等を取ってきているわけですが、事業形態もさまざま出てきているわけですので、そういった工夫とか、他の制度で見えていく部分をうまく最大限活用していきながら縮小していくということが、国民負担を抑制しながら適正な再エネの拡大につなげていけるんだというふうに思いますので、そういった大きな方向性の下、今年度もこの委員会は議論していくべきかなというふうに思っている次第でございます。

その上で、47 ページ目以降に今年度の論点ということに記載いただいている、基本的にどれも適正なまとめ方でございます、私として特に何か追加とかそういうものはございません。

ただ、具体的な議論はこれからということですが、若干、気になっている点というふうに申し上げますと、地熱とか小規模の水力に関しては、ずっと価格が固定されてきていて、なかなかコスト天枰効果が働いていないということはずっと気になっています。やはりFITという制度は、Learning by Doingを働かせてコスト低減を促していくというのが重要だというふうに思っていますが、なかなかそこに至っていないことに関しては、この委員会でやるのか、再エネ大量導入小委なのか分かりませんが、少しその扱いというものは考えていくべきところが大きいんじゃないかというふうに思っています。

当然ながら、地熱とか小水力等、重要性は非常によく分かるわけですが、FITという制度で支援をするのか、別の制度で支援をするのかということに関して、適正な支援の在り方ということに関しては、いま一度議論をすべきかなというふうに思いますし、FITの中でやるということであっても、その扱い方ということに関しては、もう少し議論を深めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っている次第でございます。

まずは、以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○高村委員長

ありがとうございました。それでは、すみません、あいうえお順で恐縮ですが、安藤委員、お願いできますでしょうか。

○安藤委員

はい、安藤です。よろしくお願いします。

47 ページ目に書いてある国民負担の抑制と地域との共生、この観点で今回、今年度の議論が適切に進んでいくことを希望しますし、議論に参加していきたいと思っています。

不適切な再エネが一部に見られることによって、地域に悪影響がある、経済学で言う負の外部性をもたらしているということは、ある意味、直接的な金銭支払い以外の形ではありま

すが、これも国民負担であるわけですし、また、地域と共生できない要因になるわけです。

というわけで、調達価格や基準価格などでできること、また、入札制度でできること、それ以外というものは分けて考える必要があるかと思っています。特に、再エネに対して一部に批判的な見方がございます。例えば、ネガティブなゾーニングですね。うちの地域には導入してほしいというような声も自治体とかからある中、地域との共生という視点が十分ないと、受け入れられる形での導入でないと、中長期的に導入が進んでいかない、このことはとても大きな問題だと思っています。

31 ページ目と 32 ページ目辺りで議論されていますが、既存再エネの有効活用という観点からは、価格設定を適切に行うことによって、例えば加重平均のところとか、事業者の利益最大化行動を通じて設備利用率やパネルの貼り替え、増設、これを誘導することはできると思いますし、この委員会の役割かと思っています。

これに対して、廃棄費用などの廃棄面だけでなく、適切な管理や周囲への負の外部性のコントロールを行うこと、事業者が適切な取り組みを行うような仕組みづくりという観点から何ができるのか、この事業規律の面、その強化という観点から、この委員会ですること、他の組織や会議で話し合ってくださいこと、これを分けてしっかり認識していくことが必要かと思っています。

1 点追加ですが、先ほど秋元委員長代理からあったお話、私もとても懸念していたというか注目しているポイントとして、国民負担の抑制の観点からは、多様な発電方法をバランスよく投資して、技術を進めていくということも必要ではあるものの、コスト低減が実現しつつあるものと、低減が難しいものがあるということが見えてくるというのであったとすると、この辺り、どういう部分を支援する形でやるのが再エネの大量導入につながるのかということは、今年度の議論を通じて、また、来年度以降にもかかるような長期的な話かもしませんが、検討を続けていく必要があるかと思っています。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、大石委員、お願いできますでしょうか。

○大石委員

はい、ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。今お2方、先生からお話もありましたように、47 ページにある総論に書かれておりますように、特に今回ウクライナ危機などもあり、やはり再エネの重要性、カーボンニュートラルに向けてということもありますし、それから、国産のエネルギーであるという、その重要性がますます認識されたということで、今回のこの委員会の意義というのも大変意義深いものがあるというふうに思っております。

今、先生方おっしゃられたように、確かに、国民負担の抑制というのはあるべきですけれども、長い目で見た時に、本当に、どこにどのような投資をされることが将来的に長い目で見た時に日本にとって重要なのかということも1つ認識をしながら、今回、議論をしていけ



ればなというふうに思っております。

そういう意味では、今、日本は太陽光が中心となっているわけですが、やはり風力、今、洋上風力の方は、かなり進められようとしておりますが、陸上風力などについても、なかなか、ある一定のところまでは陸上風力も成立しそうになるんですけれども、地元の反対ですとか、いろいろなことで先に進んでいかないというようなこともよく聞いております。価格の問題だけではなくて、実際に成立した後にきちんとその再エネが維持できるかどうかということ。

もしかしたら、この委員会で話す内容ではないのかもしれませんが、やはりそこも大変重要だと思っております、そういう意味では、地域との連携というのもそうですし、それから、特にそういうコーディネーター的な役割の人の必要性というのも大変感じております。価格の設定、それから申し込みについても、地方自治体の人材不足がある中で、やはり地域の共生ということを考えても、そういうところの手当ても必要だろうと思っておりますし、それから、一方、東京都のように、もう都が率先して住宅の屋根に太陽光の設置を義務付けるというような動きもありますので、そういう地方自治体との連携というのも考えながら、個々の価格の設定というのも考えていければなというふうに思っているところで

す。

それからもう1点、バイオマスについては、今年度、持続可能性ワーキングの最終的な結論が出るということですが、大変重要なエネルギーであると同時に、やはりいろいろな負荷も与えるということも今議論として出ておりますので、そもそも何を認め、認めないのかということも、もう一度考え直して検討する時期に来ているのではないかなと思っております。

私からは以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いできますでしょうか。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○高村委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

はい、まず、事務局が整理してくださった論点に関しては、現時点で異議ありません。このとおり進んでいただければと思います。特に漏れている点も、私には見つけられませんでした。この整理に従って今後議論が進めば良い方向に進んでいくと思います。

全体の感想のようなものだけです。まず、前半の説明をお聞きになった方は、制度が複雑になってきていることを実感されたのではないかと思います。ある意味で分かりにくい制度になってきた。これは、さまざまな問題が現れた時に、それに対して柔軟に、しかし効率的に対応してきた、その結果として複雑になったという面もあると思います。その点では、

複雑だという点自体は一般的にはネガティブに評価されるべきものだと思いますが、誠実に対応してきた結果と考えれば、ポジティブに評価されるべきものだと思います。

しかし、一方で、これは様々な利害に配慮した結果として、最初の制度設計が歪んでいて、その歪んだ結果を補正しようとして対応した結果として、ますます複雑で歪んだものになってしまったという側面もあると思います。

これに関しては、この委員会で議論することではないことは重々承知していますが、他の委員会でも今後さまざまな制度設計をしていかなければいけない、その時に基本的な原則を大切にしてシンプルな制度をつくることが重要。後に様々な変化が起こったとしてもその原則に従って柔軟に対応できるような、基本原則を大切にした制度設計が重要だということを、このF I T・F I Pの変遷を見ても感じられると思います。今後の政策、とりわけ新しいものをつくる時には、良かった点だけではなく、複雑にしてしまった点についても十分考えながら制度をつくっていかなければいけないと思いました。

次に、全体として再エネをバランスよく、あるいは再エネだけでなく、エネルギーミックスをバランスよくやらなければいけないし、それが望ましいというのは十分分かります。しかし、識者がこれは足りないからこれを後押ししましょうなどという議論するのは、私には恐ろしくてしょうがない。その議論は本当に正しいのか、偏った思い込みか、あるいは特定の利害に対応したものなのではないか。

私はそうではなくて、本来は、バランスの取れたミックスが、自然に実現する制度設計が必要。もともとシンプルな制度を設計していれば、そのようなことになる。ある特定の特性ばかりを備えた電源が集中的につくられる、特定の地域に集中的につくられることになれば、その電源の投資が不利になって、別の特性を持った電源が有利になる。別の地域、よりコストの低い地域でつくるのが有利になる制度は、シンプルな制度で、本来はできるはずだと思っています。バランスよくと考える時に、何か社会主義的な発想、計画経済的な発想で、これが足りないからこれを後押ししようという発想が本当に正しいのか、あるいは、そういう望ましいものが自然に後押しされる制度をつくるのが正しいのかということは、常に考える必要があると思いました。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、私からも委員として発言させていただこうと思いますけれども、今、事務局が表示を共有してくださっていますが、多くの委員がご指摘になりましたけれども、特に総論の再生可能エネルギーの拡大や、第6次のエネルギー基本計画の中での位置付けと、さらに加えて、足元のエネルギーをめぐる情勢、そして、カーボンニュートラルに向けてクリーンエネルギー、グリーンエネルギー中心の経済社会、産業構造に転換をさせていく、GXを加速させるという観点から、再生可能エネルギーを、これはもともと今のエネルギー基本計画には書かれているものではありますけれども、最大限導入を図っていく、活用していくとい

うことが非常に重要な点であるということかと思えます。これは事務局が示していただいているとおりで、多くの委員からもご指摘があった点かと思えます。

掲げられている論点について、こちらの大枠について異論があるわけではございませんで、むしろ、議論をしていく際に3点、これは事務局のところのお願いもあるかと思えますけれども、申し上げたいと思っております。

1つは、実は、私、資料を読み込み切れていないところがひょっとしてあるのかもしれませんが、FIT・FIPの買い取り制度の下で認定がされたもの、導入がされたものについては数字があると思うんですけれども、かつ、やはり入札の対象となったものについては数字が把握、当然されているんですが、どれだけの認定量が想定をされるかと、落札量が分かっているんですけれども、いわゆる入札対象外のFIP・FITがどれぐらいのものなのかというのについて、少しブレークダウンをした、もし数字が頂けるならありがたいなというふうに思っております。これは、今、買い取り制度のところの中の区分といいましょうか、種類について申し上げましたが、別の委員会でも議論になり、発言もさせていただきましたけれども、今日、事務局からもご提示いただいているように、やはり買い取り制度によらない再エネ導入も進んできていて、1つは補助金がそれを支援しているケースもあると思えますし、あるいは、最近の例でいくと、補助金にもよらないで事業者が例えば工場などの屋根ですとか、自社の遊地を、空いている土地をお使いになったりして導入をし、こういうケースは自家消費のケースがかなり多くあるかと思えますけれども、こうした動向を、やはり全体としてしっかり把握をすることが必要ではないかという問題意識からの発言です。買い取り価格の水準ですとか、買い取りの条件、あるいは入札枠を検討していく際に、こうした買い取り制度の中で、あるいは買い取り制度の外でどういう形で実際に現在の制度が導入を導いているのかということ把握する必要があるのではないかという観点から、そうしたデータを、もしあるようでしたら、あるいは、データを入手するための方法策についてもご検討いただくとありがたいなと思っております。

それから2つ目ですけれども、少し、やはりコスト、特にこの委員会の役割というのは買い取りの水準を決めるというのが1つの大きな役割だと思えますけれども、この間、危機になっていますが、やはりエネルギー価格の上昇、上昇のみならず高騰と言ってもいいかもしれませんが、さらにやはり非常に急激な円安などの影響がこうした再エネの発電コストにどういう影響を与えているか、あるいは、これはなかなか先が見通せないのも、価格設定の時の議論は難しいなということも思いつつも、しかし、こうした外的要因が発電コストに、しかもかなり急速に大きく起こっている、こうした変化が発電コストにどういう影響を与えるかということについては、ぜひ分析を事務局にもお願いをできないかというふうに思っております。

最後ですけれども、今回の論点の中にめりはりの効いた再生可能エネルギーの導入というフレーズが出てまいりますけれども、やはり増やしたい再エネ、例えば適正な規律の下で地域と共生をしたという点は、この間、他の委員会も含めて議論されている方向性だと思

ます。それから、特に、エネルギー価格が上昇して、それぞれ企業の皆さんのエネルギーコストを抑えるという観点からも、再生可能エネルギーをうまく使うことでエネルギーコストの上昇を抑える、軽減できるという、そうした側面もあると思います。

そういう意味で、幾つか、やはり足元の、そして、最低限満たすべき条件を満たしている、先ほど言いました適正な規律、社会的合意、あるいは、地域との共生といったような、そうした再生可能エネルギーが後押しをされるために、どのような追加的な可能性があるかということとは検討できるといいのではないかというふうに思います。

1つは、恐らく自家消費型をいかにうまく促進をしていくかということでもあると思いますし、今日もご紹介ありました温対法の下での促進区域で行われる再エネ導入事業などをどういうふうに待遇していくのか、自治体がしっかり管理ができるような、そうした形態で導入が進められるようなものがあるとすると、どういうふうな待遇をしていくか、これは地域活用要件との関わりも強くあると思いますが、今申し上げました、これで網羅しているわけではありませんけれども、こうした社会的に合意がされる、国としてやはり増やしていきたい再エネというものを積極的に増やしていく、そうした政策、施策というのをこの委員会の議論の中でも検討できるといいのではないかというふうに思っております。

すみません、以上、私個人的な意見でございます。

今、一巡、委員からご発言いただきましたけれども、追加的にご発言ご希望の委員いらっしゃいましたら手挙げ機能ないしはチャットで教えていただけるとありがたいんですけども、いかがでしょうか。

それでは、事務局の方でこの時点で先生方のご発言、ご意見、ご質問について何かお答えでございますでしょうか。基本的に、それを踏まえて今後の検討をするということかとは思っておりますけれども。

○能村課長

はい、事務局でございます。まさに、ご指摘いただいたとおりでございますして、本日、ご指摘いただいたことなどを踏まえながら、今後検討というふうに考えてございますが、幾つか補足的にご説明を加えさせていただければと思います。

まず、秋元先生からも地熱、小規模水力などにつきましての、しっかりコストを分析をしていくということで、FITなのか、FIT外での種なのかということもございましたので、ここについてはわれわれの方も、一部オーバーホールなどの少し規模が大きいものを含めてですけれども、実態を踏まえながら議論はしていきたいと思っておりますので、仮にFITで議論をする際にも、どのようなコスト分析になっていくのかといったことなども含めまして、さらに電源ごとの分析を進めてまいりたいと思っております。

安藤委員からも、国民負担というところと地域共生というところで、この2つの観点の中でしっかりと見ていくことだということ、まさに、われわれもそういう問題意識の中で、特に、足元、エネルギーコストなどが高まっている中で、再エネについても、より国民負担の観点からも受け入れられやすい、地域からも受け入れられやすい形での導入ということの

必要性が高まっているのかなと思ってございますので、本日も指摘いただいたことなどもしっかりと今後の議論を進めていく上での参照にさせていただきたいと思ってございます。

大石委員からもさまざまな指摘いただいておりますし、地方自治体との連携などもそうでございますし、あと、またバイオマスについても重要なエネルギー源ではあると同時に、いわゆる持続可能性ですとか、ライフサイクルGHGなどを含めたさまざまな議論を含めた形での議論ということも併せて、本委員会併せてさまざまな関係する審議会、ワーキンググループなどとの議論を含めてまして、議論を進めてまいりたいと思ってございます。

松村委員からも、より制度が複雑になったんじゃないかなという指摘、まさにその観点はわれわれも事務局の中でもそうですし、FITからFIPという形で制度が市場電源化に向けて移り変わってきているということもございますので、そういう中で改めて見直していくというところ、また、基本的な原則に立ち戻るんだと、基本的な原則は何なのかということもしっかりとわれわれも本算定委というところのご議論の中、また、大量小委ですとか、関係する審議会の中でもしっかりとわれわれとしても受け止めて考えてまいりたいと思ってございます。

最後は、高村委員からも指摘いただいたところでは、1つ、56 ページ目、先ほどすみません、部分的な補足になりますけれども、56 ページ目には、FIT制度におけます入札以外のところ、オレンジがかっているところが入札の適用でございます。例えば、2021 年度におきまして、入札外での導入と認定というところにつきましては、例えば 100～250 kWでございますと 289 の導入が進んできているということ、MWの括弧の中の件数でございますけれども、導入がされているということで、50～100 kWは少ないのでございますけれども、10～50 kWであれば 212MWの同法の認定が進んでいるということでございます。このオレンジがかっているところが入札に伴う、入札をどんどん広げてきたわけでございますが、今、足元 250 まで入札でございますけれども、この入札によるMW導入の認定のWはこの赤字で示しているとおりでございます。

ただ、これはFIT制度の入札、もしくはFITの認定という形になってございますので、FIT・FIP外のところにつきましては、補助金で把握できているところ、例えば環境省さんのところ、または私どものご紹介もしましたが、そういうところの認定量など書いてございますけれども、こうした、例えば環境省さんであれば、令和4年度で 118MWとか、駐車場の太陽光 9.5MW、それぞれの把握もしてございますが、さらに先ほど3つ目のレイヤーとして補助金外というところになりますと、だいぶ難度が高くなってきてまして、系統に接続していれば送配電の方々とも連携しながら再エネを把握していくということを大量小委でもご議論いただいているところでございましたけれども、全くオンサイトで補助金外ということになってしまうと、なかなか把握しづらいということもございますので、他方で再エネ全体としては、社会で活用されていく方向性というのは、オンサイトを含めて広がってきてございますので、特に、オンサイト型で系統につながっていない場合の、かつ、補助金などを使っていない場合における把握の仕方などにつきまして、今後、この制度以外に、あ

る程度の事業所の規模でございますと、省エネ法などにおきまして今後省エネ以外にもこうした非化石部分の導入というところを進めていく計画もつくってまいりますので、そういうところで、ある程度の事業所のものではトレースできるとか、さまざまな制度をちょっとひも付けながら、全体像をどう把握していくのかということについては、もう1段考えてまいりたいと思っております。

それ以外のところについて、さまざまな足元のエネルギー価格などの状況などの分析、また、めりはりの付いた導入に向けたさまざまな取り組みの可能性などについては、今後、論点、深まっていく中で、改めて分析などご紹介、また、ご議論をさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、先ほど先生方からご意見を頂きましたけれども、この時点で追加でのご発言ご希望でございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日、ご議論をいただきまして、事務局からご提示いただきました資料1の論点について、こちらの論点に沿って議論を深めていくということについて異論はなかったというふうに思います。幾つか、今、能村課長からありましたように、それぞれの先生方からこうした点について留意が必要だという議論の留意点等についてご指摘をいただいたかと思っております。

スライドの47枚目のところにごございましたけれども、総論として、50年カーボンニュートラルや30年度の再エネ目標、こちらの実現に向けて、こちら複数の委員からありました国民負担の抑制という点、それから地域との共生、こうした点をしっかり留意をしながら再エネの最大限の導入を進めていくということ、そして、もう1つは、足元のエネルギー情勢を踏まえて、エネルギーの安定供給というのを大前提ですけれども、グリーントランスフォーメーションを加速していくためにも、再エネについて最大限の活用、国産のクリーンエネルギーの最大限の活用を進めていくということについても共通した認識として示されたかと思っております。

こうした点に留意をして、調達価格、あるいは基準価格、入札制度等、さまざまな論点を検討していきたいと思っております。

それぞれの電源については、先ほど太陽光ですと51枚目ですとか、風力57枚目、それ以外の電源、その他の論点59枚目に整理をさせていただいておりますけれども、これらの論点につきましても、幾つかの論点について留意をすべき事項についてご指摘がございましたが、特段、これが落ちているということではなく、これらの論点を踏まえながら今後検討をしていくということをご了承いただけたのではないかとこのように思っております。

特に、委員の皆さまからご発言、ご希望でございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日、大変熱心なご議論、最初の今年度の算定委員会の論点について、忌憚のないご意見

を頂けたかと思えます。本日頂きましたご指摘を踏まえて、今年度の委員会の審議を進めていければというふうに考えております。

また、今年度の委員会でも、各電源の議論に入っていく前に、業界団体の皆さまから、各電源に関する実態ですとか、ご意見などを伺うということが必要であり、あるいは、有用だというふうに考えております。今後この委員会でこうしたヒアリングを開催したいと思いますので、事務局にはご準備をお願いしたいと思います。

最後に、事務局から次回開催につきまして、一言お願いできればと思えます。

○能村課長

はい、事務局でございます。次回につきましては、また改めまして経産省のホームページ等でお知らせいたします。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第78回の調達価格等算定委員会を閉会といたします。皆さま、どうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。